

令和5年3月吉日

ストップコロナ！対策認定店舗 各位

群馬県 産業経済部 地域企業支援課
ストップコロナ！対策認定制度事務局

「ストップコロナ！対策認定制度」等の廃止に向けた対応について

日頃より、新型コロナウイルスの感染拡大防止に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、国の方針により、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけることが決定されました。これに伴い、飲食店の第三者認証制度は終了となります。

本制度においても、国の方針に則り、認定の有効期間に関わらず、令和5年5月8日から制度を廃止いたします。

このほか、制度廃止に向けた対応については、別添を御確認くださいようお願いいたします。

1 制度廃止

令和5年5月8日（月）から

2 制度廃止後の感染防止対策

各事業者様の自主的な取組となります。

(連絡先) ストップコロナ！対策認定制度事務局
〒370-0811 群馬県高崎市相生町1-1
八十二銀行高崎ビル6階
TEL : 027-386-4491
MAIL : gunma-stopcovid19@nta.co.jp

※ストップコロナ！対策認定制度事務局は、

株式会社日本旅行高崎支店が群馬県より委託を受け運営しております。

「ストップコロナ！対策認定制度」等の 廃止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症について、国の方針により、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけることが決定されました（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止され、飲食店の第三者認証制度は終了となります。本制度（ストップコロナ！対策認定制度）等の対応は下記のとおりです。

1. 制度廃止

本制度は、認定の有効期間に関わらず、令和5年5月8日から廃止となります。本制度の廃止に伴い、ワクチン・検査パッケージ制度（飲食店等）も同様に廃止となります。

2. 廃止後の感染防止対策

これまで各業界団体が作成した感染症対策ガイドライン等に基づき、感染防止対策を実施していただきました。制度廃止後の感染防止対策については、各事業者様の自主的な取組となりますので実施を御検討ください。

3. 認定資材について

制度廃止後に認定証・ステッカー・ポスター・のぼり旗の県への返却は不要ですが、掲出することはお控えください。

なお、認定証・ステッカー・ポスターの再交付やのぼり旗の販売は、令和5年3月17日までとなります。

ワクチン・検査パッケージ制度（飲食店等）についても同様です。

4. MAPサイト

店舗名や住所等を掲載している「ストップコロナ！対策認定店MAPサイト」（<https://gunma-covid19.jp/>）は令和5年5月8日から終了となります。

5. 令和5年4月以降の連絡先

ストップコロナ！対策認定制度事務局は、令和5年3月31日を以て閉鎖となります。その後の連絡先については以下のとおりです。

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 流通・サービス業係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

【電話】027-226-3342

【メール】stopc19@pref.gunma.lg.jp